



令和7年 第293号

4月のほけんだより

呉市役所
こども施設課
0823-25-3144

くれ子育てねっと ほけんだより
<https://kure-kosodate.com/service/829.html>



予防接種と登園(所)基準について



呉市の登園(所)基準

保育所(園)・認定こども園・幼稚園における感染症発生時には、6歳以上を対象とした学校保健安全法に準じた登園(所)基準で対応することとされてきました。しかし、幼少で感染症に対する抗体保有率も低く、予防接種も不完全な乳幼児期に、予防・管理の面で十分ではないと考えられ、呉市地域保健対策協議会 小児保健検討小委員会にて改訂され、次のように分けられました。



注意 令和5年8月に、登園(所)許可書と登園(所)届の一部が改訂され、インフルエンザAとBは出席停止期間を満たせば、登園(所)できます。必ず、最新のものを使用するようにしましょう!



予防接種法に基づく予防接種の一覧とスケジュール例(出生後~7歳6か月まで)

ワクチン名	接種回数	無料で接種できる期間												標準的な接種期間												接種の一例
		0歳	1か月	出生6週	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	1歳	6か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	6歳7か月	7歳			
小児肺炎球菌	不活化 4	生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始した場合												初回：生後12か月に至るまでの間に、27日以上の間隔で3回 追加：3回目終了後、60日以上の間隔を置いて、生後12か月から15か月に至るまでの間に1回												
B型肝炎	不活化 3	生後2か月に至った時から9か月に至るまでの間に、27日以上の間隔で2回、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回																								
ロタウイルス	生 2	出生24週まで												27日以上の間隔を置いて2回 初回：生後2か月に至った日から、出生14週6日後までに1回												
	生 3	出生32週まで												27日以上の間隔を置いて3回 初回：生後2か月に至った日から、出生14週6日後までに1回												
★5種混合(DPT-IPV-Hib)	不活化 4	【第1期】1期 初回：生後2か月に達した時から7か月に達するまでの間に20日から56日の間隔で3回 1期 追加：3回目終了後、6か月から13か月までの間隔を置いて1回 ☆百日咳にかかったことがある人は、5種混合の代わりに、2種混合(DT)を受けることもできますので、医療機関にお問い合わせください。												【DT第2期】1回接種 11歳以上13歳未満												
4種混合(DPT-IPV)	不活化 4	【第1期】1期 初回：生後2か月に達したときから、12か月に達するまでの間に20日から56日の間隔で3回 1期 追加：3回目終了後、12か月から18か月までの間隔を置いて1回 ☆百日咳にかかったことがある人は、4種混合の代わりに2種混合(DT)を受けることもできますので、医療機関にお問い合わせください。												【DT第2期】1回接種 11歳以上13歳未満												
ヒブ	不活化 4	生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始した場合												初回：生後12か月に至るまでの間に、27日以上の間隔で3回 追加：3回目終了後、7か月から13か月までの間隔を置いて1回												
BCG	生 1	生後5か月に達した時から、8か月に達するまでの間に1回																								
麻疹風しん混合	生 2	【第1期】1期：生後12か月から24か月に至るまでの間に1回												【第2期】2期：小学校就学前(年長児)の1年間に1回												
水痘(みずぼうそう)	生 2	1回目：生後12か月から15か月に達するまでの間に1回 2回目：1回目終了後、6か月から12か月までの間隔を置いて1回																								
日本脳炎	不活化 3	【第1期】1期 初回：3歳に達した時から4歳に達するまでの間に、6日から28日までの間隔を置いて2回 1期追加：2回目終了からおおむね1年後、4歳に達した時から5歳に達するまでの間に1回												【第2期】1回接種 9歳以上13歳未満												

★ 5種混合ワクチンは令和6年4月1日から定期接種化された、従来の4種混合ワクチンにヒブワクチンが追加されたワクチンです。
『5種混合ワクチン』または、『4種混合ワクチンとヒブワクチン』のいずれかを接種します。すでに接種を開始している方は、最初に受けたワクチンと同じ種類を接種してください。

任意予防接種(有料)は接種した方がいい?

任意予防接種は「予防接種法」に規定されていないワクチンの中で、費用の負担はありますが、定期予防接種と同じ、重要なワクチンです。予防できる病気にかからない、かかっても軽く済ませるためにも、かかりつけの医師と相談し、できるだけ接種するようにしましょう。

おたふくかぜ

生後12か月以降からです。小児科の先生は、1歳と年長児の2回の接種をすすめています。保育所(園)など集団生活に入る場合は、早めに接種しましょう!

インフルエンザ

注射タイプのワクチンは、生後6か月以降からです。毎年秋ごろから受けることができます。13歳未満の子どもは、2週~4週間隔で、2回接種します。また、昨年の秋から、鼻に直接吹き付けるスプレータイプのワクチンが接種できるようになりました。2歳~18歳までの子どもが対象で、1回のみ接種です。

登園(所)許可書

医師に集団生活に支障が無いと診断され、医師に登園(所)許可書を記入してもらい、提出した上で、登園(所)する。

登園(所)届(保護者記入)

医師の診断を受け、保護者が記入し提出した上で、登園(所)する。

登園(所)許可書

保育所(園)施設長 殿
幼稚園施設長 殿
認定こども園施設長 殿 氏名 (年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

百日咳
麻疹(はしか)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
風しん(三日はしか)
水痘(みずぼうそう)
咽頭結膜熱(プール熱)、アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎
結核
溶連菌感染症
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
感染性胃腸炎(ノロ、ロタ等)
流行性角結膜炎
マイコプラズマ肺炎(異型肺炎)
RSウイルス感染症(1歳未満と重症のみ)
ヒトメタニューモウイルス感染症
帯状疱疹

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
____月____日から登園可能と判断します。

____年 ____月 ____日

病院名 _____ 医師氏名 _____ 印

※保護者の皆さまへ
上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所(園)、幼稚園、認定こども園に提出してください。

登園(所)届(保護者記入)

保育所(園)施設長 殿
幼稚園施設長 殿
認定こども園施設長 殿 氏名 (年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

手足口病
ヘルパンギーナ

(医療機関名) _____ (____月 ____日受診)において上記と診断されました。
発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになりましたので、
____月 ____日より登園(所)いたします。

____年 ____月 ____日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ
保育所(園)・幼稚園・認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園(所)届の記入及び提出をお願いします。

- ・百日咳 ・麻疹(はしか) ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ・風疹(三日はしか) ・水痘(みずぼうそう)
- ・咽頭結膜熱(プール熱) ・アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎
- ・結核 ・溶連菌感染症 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・感染性胃腸炎(ノロ・ロタ等)
- ・流行性角結膜炎 ・マイコプラズマ肺炎 ・RSウイルス感染症(1歳未満と重症のみ)
- ・ヒトメタニューモウイルス感染症 ・帯状疱疹
- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ

※登園(所)許可書や登園(所)届が必要な感染症は、自治体によって異なる場合があります。呉市内の保育所(園)等に通っている場合は、上記の呉市の様式を使用します。